
【転送】 消費者庁の返答

木村俊介 <shukku9998@gmail.com>

2025年3月27日 10:01

To: 後森ATOMURA <atomura.k-gs@nhk.or.jp>

後村さま

お世話になっております。木村です。

これまでご報告していた行政通報のうち、

返答のなかった消費者庁（公益通報窓口）から本日、ようやく返信がありました。

内容としては、

「公益通報者保護法の保護対象には当たらない」という限定はあるものの、

私の通報は正式に受け取られ、体制整備義務違反の“被疑情報”として記録・管理の対象になっているとのことでした。

これが調査に繋がるかは不明ですが、

あまりにも多くの機関に門前払いされてきた中で、

今回の返信は、わずかでも“制度の中で拾われた”という一つの救いのように感じました。

お忙しいとは思いますが、何かの参考になればと思い、

返信内容を以下に転送させていただきます。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

木村俊介

----- 転送メッセージ -----

From: 公益通報 <g.koueki@caa.go.jp>

日付: 2025年3月27日(木) 9:50

件名: 公益通報窓口にご連絡いただいた情報について

To: shukku9998@gmail.com <shukku9998@gmail.com>

木村 俊介 様

消費者庁の公益通報窓口でございます。

このたびは貴重な情報を御提供いただき、誠にありがとうございました。

公益通報受付フォームで2025年3月15日15時43分に受信した内容について、
当窓口の通報としてお受けしますので、その旨お伝えします。

なお、内部通報体制の整備その他の必要な措置に関する通報の事実は、
公益通報者保護法に規定する「通報対象事実」には該当しないことから、
本件通報を理由とする不利益な取扱いについて同法の保護はありませんが、
通報そのものは、体制整備義務違反の被疑情報として当窓口でお受けするものになります。
この点、分かりづらいところもありますが、御理解いただけますと幸いです。

また、行政調査の密行性を確保する必要から、調査開始の有無・状況などはお伝えできませんが、
追加の事実確認などの関係で、今後、担当課から御連絡を差し上げることもあるかもしれませんので、
その際は対応いただけますと幸いです。

さらに、通報者・相談者が特定されるおそれがありますので、
御自身でも情報管理にはくれぐれも御留意ください。
私どもの窓口においても、公益通報等に関する秘密は厳重に管理し、
流出のないよう細心の注意を払っておりますので、この点は御安心ください。

今後とも消費者行政に御理解と御協力をお願い申し上げます。

消費者庁 公益通報窓口